

装官監第14414号  
28.10.26

防衛技術監  
長官官房各装備官  
長官官房審議官  
長官官房総務官  
長官官房人事官  
長官官房会計官 殿  
長官官房監察監査・評価官  
長官官房各装備開発官  
長官官房艦船設計官  
各部署長  
施設等機関の長

防衛装備庁長官  
(公印省略)

防衛装備庁におけるコンプライアンス遵守の徹底について (通達)

防衛装備庁(以下「庁」という。)が、技術的優越の確保のための研究開発の推進、プロジェクト管理の強化、防衛装備・技術協力の推進、防衛生産・技術基盤の維持・強化など、防衛装備・技術に関する諸施策を強力に推進していく前提として、庁が組織的にコンプライアンス遵守を徹底する態勢をとることが必要不可欠であり、庁において防衛装備調達を巡る不祥事等が発生することは絶対にあってはならない。

庁全職員のコンプライアンス遵守に関する意識の徹底等については、庁新設早々に指示したところであるが、設置後1年を経過したこと、また、先般、庁設置後初めて内部部局が防衛監察本部による定期防衛監察を受察したことを踏まえ、庁におけるコンプライアンス遵守を徹底するため、別紙の措置を講じることとしたので、管下職員に徹底するとともに、所要の措置を講じられたい。

添付書類：別紙

- 1 長官官房各官、各部長及び施設等機関の長など組織の管理者（以下「管理者」という。）は、各組織におけるコンプライアンス遵守の責任を有しているとの意識を持ち、管下職員を指導しつつ、コンプライアンス遵守の状況を把握するとともに、改善を要する点がある場合には、所要の改善策を速やかに講じること。
- 2 第1項の一環として、管理者は、長官官房監察監査・評価官（以下「監察官」という。）が関係課官等の協力を得て作成するコンプライアンス遵守に関するチェックリストに基づき、各組織におけるコンプライアンス遵守の状況について定期的にチェックを行い、報告すること。  
なお、当該チェックの実施要領等については、監察官から別途通知させる。
- 3 管理者は、防衛監察本部による防衛監察の結果、指摘を受けた事項については、確実に改善措置を講じるとともに、監察官を通じて改善状況を報告すること。  
なお、本年9月に行われた内部部局に対する定期防衛監察の指摘事項に関する報告要領等については、監察官から別途通知させる。
- 4 コンプライアンス遵守に関係がある各種教育・研修を実施する場合、その実施者は、教育等の受講後に受講者の理解度等をチェックするためのテストを実施すること。
- 5 監察官は、内部監察・監査の際等に、上記各項の実施状況についてチェックすること。